

令和 5 年度における環境物品等の調達実績の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和 5 年度の調達方針の策定等

令和 5 年度については、同年 4 月に環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表 1「令和 5 年度特定調達品目調達実績取りまとめ表 年間集計用」、別表 2「令和 5 年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要」及び、別表 3「令和 5 年度『公共建築物等木材利用促進法』及び『グリーン購入法』に基づく間伐材及び合法木材の利用に係る集計表」のとおりである。

①物品・役務について

調達方針において、調達総量に対する基本方針の判断基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て 100% を調達目標として目標の達成に取り組んだ結果、全ての品目で判断の基準を満足する物品を調達することができた。

②公共工事について

調達方針に掲げられている特定調達品目に関して、一部の品目を除き特定調達物品数量割合は 100% を達成した。また、公共工事の構成要素である資材の選定、建設機械等の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境への負荷の少ない資材・建設機械等を積極的に用いるように努めた。

（2）特定調達品目以外の物品、役務の調達に当たっての環境配慮について

グリーン購入法適合品が存在しない場合については、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品等を調達することに取り組んだ。

3. 令和 5 年度調達実績に関する評価

令和 5 年度の調達については、環境物品等の調達に取り組んだ結果、全ての品目で当初の年度調達目標を達成することができた。

令和 6 度の調達についても、引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。